

大規模稲作経営体における 経営安定化策について

ちゅう
忠

さとし
聡

平成10年産の稲の刈取りが本格的季節を迎えました。本年は、東日本の各地で降雨による災害と日照不足が災いして、作柄は平年を下回りそうです。皮肉にも「コメ政策大綱」による価格補てん制度が実施されましたが、単価は品薄感もあって上昇していることから、対象とはならないでしょうし、栽培面積が生産調整の拡大で減少し販売数量も減るため、売上の低下は確実です。

農家の経営安定化策として、農業共済制度があります。しかし、収量の減少を基本とした考え方に立つ現在の制度では、特に大規模経営層からの不満が強く指摘されており、その改正のための検討作業が進んでいます。なかでも、5ha以上の経営が対象となる「全相殺引受方式」の引受要件の緩和があげられています。その他、基準価格と基準収量のあり方なども具体的検討課題となっているようです。

しかし、基準が緩和されるにこしたことはありませんが、大規模経営体の耕作面積は数ヘクタール～数百ヘクタール規模の範囲で分布しています。しかも、販売手法も様々で加工して付加価値を高めるところもあります。（私の経営は稲作面積35haと内10haのもち米を加工販売する農業生産法人形態です。9名の役員と従業員が通年勤務しています。）

稲作をベースとした経営でも、多様な形態が成立しているのが現状ですし、今後さらに多角化しながら事業拡大する経営が増加していくものと考えられます。

過去の経験（平成7年）からすると、稲作の反収が平年より20%減少したのに伴い、売上は1,700万円減少しました。赤字決算で

あったことは当然ですが、それ以上に頭を痛めたのは、運転資金に行き詰まったことです。借入金で補いましたが、その痛手は3年間続いており、農機具の更新投資も出来ない状況でした。

共済制度は作物毎に設定されていますが、多角化しながら大規模化する経営の実態をみる時、経営全体をカバーする「収入共済」の手法を取らない限りはそうした経営体のニーズに対応出来ないと思います。その場合、収入金額を客観的に把握する必要がありますが、青色申告者や法人経営の税務申告書が適当と考えられます。したがって、対象とする農家もそうした経営に限定されたものとなるでしょう。認定農業者の育成が現農政の課題となっていることから、政策誘導の効果も期待できます。また、そうでない農家は従来の制度を活用することとし、選択制により加入する方法が望ましいと思います。

もう一つは自らの経営のなかで、不測時に対処するための「準備金・引当金」といったようなものを用意しておける、税制の特例措置などもあってよいのではないかと考えます。特定農業法人が、将来の資産購入にむけて準備するのと同様の考え方です。

いずれにしても土地利用型農業の発展は、経営体質を強化することにあります。その手法として、前述のような育成しなければならないとされる経営に対する「経営政策」を重点的に押し進める必要性を感じています。

「新しい農業基本法」の制度に向けた議論が本格化して行くであろう今日、意欲を持って農業経営に打ち込めるための具体的政策の実現と実行が強く望まれています。

（新潟県神林村・農業）